

# 判決の要旨

政治資金規正法違反（虚偽記入）の罪に問われた小沢一郎元民主党代表に二十六日、東京地裁で言い渡された無罪判決の要旨は、次の通り。

## 検審の起訴議決に重大な瑕疵ない

【起訴議決の有効性】 検察官が任意性に疑いのある方法で取り調べて供述調書を作成し、事実を反する捜査報告書を作成した上で、検察審査会に送付することはあってはならない。しかし、証拠の内容に瑕疵（かし）があることと、手続きに瑕疵があることは別の問題だ。

任意性に疑いのある供述調書や事実を反する内容の捜査報告書を作成し、検察審査会に送付したとしても、検察審査会における審査手続きに違法があるとは言えない。事実を反する内容の捜査報告書が意図的に作成された場合であっても同じだ。仮に事実を反する捜査報告書のために検察審査員の判断に誤りが生じ、起訴議決に至ったとしても、そのことから検察審査会の起訴議決が無効とするのは法的根拠に欠ける。

検察審査会の会議は非公開とされており、適正な運用のため会議の秘密を確保することが不可欠である。検察審査員の意見の形成過程やその過程における錯誤の有無と程度、捜査報告書の送付と起訴議決との因果関係といった事柄を、審理、判断の対象とすることは自体が相当ではない。

また、各検察審査員は捜査報告書と供述調書以外の証拠も含めて総合的に証拠を評価し、ほかの検察審査員との意見交換を踏まえた上で議決を行っていると考えられることには照らすと、このような事柄を審理、判断の対象とすることは実行可能性にも疑問がある。

したがって、訴訟手続きにおいてこのような事実が判明した場合には、捜査報告書や供述調書の証拠能力と信用性を否定することによって被告人とされた者の救済を図るべきであり、その上で、それ以外の証拠に基づいて起訴された公訴事実を審理、判断するのが相当である。

もちろん、検察官が任意性に疑いのある方法で取り調べを行って供述調書を作成したり、事実を反する捜査報告書を作成、送付して検察審査会の判断を誤らせるようなことは決して許されない。本件の証拠調べによれば、東京地検特捜部で事件の見立てをし、取り調べ担当検察官がその見立てに沿う供述を獲得することに力を注いでいた状況がうかがうことができ、この状況が背景になっているとも考えられる。

以上の通り、起訴議決に重大な瑕疵があり手続きが規定に違反して無効になると解することはできないから、公訴棄却の申し立ては理由がなく、採用できない。